

第4款 任意による旅行の取りやめ

（旅行開始前の普通旅客運賃の払いもどし）

第120条 旅客は、旅行開始前に普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入缺前で、かつ、有効期間内(前売の乗車券については、有効期間の開始日前を含む。)であるときに限って、これを駅に差し出し、すでに支払った普通旅客運賃から手数料を差し引いた金額の払いもどしを請求することができる。

（旅行開始前の定期旅客運賃及び回数旅客運賃の払いもどし）

第121条 前条の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券及び使用開始前の回数乗車券について準用する。

（旅行開始前の団体旅客運賃及び貸切旅客運賃の払いもどし）

第122条 旅客は、旅行開始前に団体乗車券又は貸切乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、すでに支払った団体旅客運賃又は貸切旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は払もどし手数料を支払うものとする。

2 団体旅客の人員が旅行開始前に減少した場合で請求があるときは、減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃を払いもどしすることがある。

（旅行開始前のライナー料金の払いもどし）

第123条 旅行開始前にライナー券が不要となった場合は、払戻手数料を収受し払戻しを行う。

（旅行開始後又は使用開始後の旅客運賃・料金の払いもどし）

第124条 旅客は、普通乗車券を使用して旅行を開始した後、旅行を中止した場合、又は乗車券の券面に表示された発着区間の途中駅から任意に旅行を開始した場合は、すでに支払った普通旅客運賃の払いもどしを請求することができない。

2 往復乗車券の未使用券片については、前項の規定にかかわらず第120条の規定を準用する。

（定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし）

第125条 旅客は定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、すでに支払った定期旅客運賃から使用経過月数に相当する定期旅客運賃と払戻手数料を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。

2 前項の計算については、払いもどし請求の当日は経過日数に算入し、また、1箇月未満の経過日数は1箇月として計算する。

3 第 1 項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。

- (1) 使用経過月数が 1 箇月又は 3 箇月のときは、その月数に相当する定期旅客運賃の額
- (2) 使用経過月数が 2 箇月のときは、1 箇月に相当する定期旅客運賃の 2 倍の額
- (3) 使用経過月数が 4 箇月のときは、3 箇月と 1 箇月に相当する定期旅客運賃の合算額
- (4) 使用経過月数が 5 箇月のときは、3 箇月と 1 箇月の 2 倍に相当する定期旅客運賃の合算額

(回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第 126 条 旅客は回数乗車券の使用を開始した後、その回数乗車券の一部片が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った回数旅客運賃から券面区間に対する所定の片道普通旅客運賃に使用券片数(総券片数から旅客が提出した券片数を差し引いた券片数とする。以下同じ。) を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。ただし、連絡回数乗車券については、別に定めることができる。

2 前項の規定により旅客が払いもどしの請求をする場合に、原回数乗車券が割引のもの(第 45 条第 4 項別表 2 第 8 項に規定する通学用割引普通回数乗車券を除く)であって、その割引が券面区間に対する片道普通旅客を原回数券に適用した割引率により割引の片道普通旅客運賃によって計算する。

3 第 1 項及び第 2 項の払いもどしを請求する旅客は、駅に差し出した券片にかかわらず手数料として 220 円を支払うものとする。

(旅行開始後又は使用開始後のライナー料金の払いもどし)

第 127 条 ライナー券を使用して旅行を開始した後の払戻しは行わない。ただし、運行不能及び着駅への到着が 1 時間以上遅れた場合を除く。

(旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃の払いもどし)

第 128 条 第 120 条の規定にかかわらず、旅客は旅行開始後、次の各号の 1 に該当する場合あって、かつ、その所持する乗車券の有効期間内であるときは、1 回に限って、乗車券の有効期間の延長を請求し、又はすでに支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしをその旅行を中止した駅に請求することができる。

- (1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき。
- (2) 国会からの喚問その他これに類する行政権又は司法権の発動によって、旅行を中止したとき。

2 前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。

- 3 定期乗車券、回数乗車券、団体乗車券又は貸切乗車券を使用する旅客は、前 2 項の請求をすることができない。

（傷い疾病等の場合の証明）

第 129 条 旅客は、前条の規定により有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどしを請求する場合は、その原因が外傷等で一見してその事実を認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを呈示するものとする。

（有効期間の延長及び旅客運賃の払いもどしの特例）

第 130 条 発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、直ちに当該乗車券を係員に呈示し、有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、その翌日まで有効期間を延長又は旅客運賃の払いもどしの取扱いをする。

第 5 款 運行不能及び遅延

（列車の運行不能又は遅延等の場合の取扱い）

第 131 条 旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、次の 1 に該当する事由が発生した場合は、事故発生前に購入した乗車券類について、当該各号の 1 に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券及び回数乗車券を使用する旅客は、第 134 条に規定する無賃送還（定期乗車券による無賃送還を除く。）又は第 133 条に規定する有効期間の延長、若しくは 135 条に規定する旅客運賃・料金の払いもどしの取扱いに限って請求することができる。

(1) 列車が運行不能となったとき

ア 第 131 条の 2 に規定する旅行の中止及び旅客運賃・料金の払いもどし

イ 第 133 条に規定する有効期間の延長

ウ 第 134 条に規定する無賃送還及び 135 条に規定する旅客運賃・料金の払いもどし

エ 第 136 条に規定する不通区間の別途旅行及び 135 条に規定する旅客運賃・料金の払いもどし

オ 第 137 条に規定する定期乗車券若しくは回数乗車券の有効期間の延長又は運賃の払いもどし

(2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車時刻から 1 時間以上にわたり目的地に出発する列車に接続を欠いた場合（接続を欠くことが確実な場合を含む。）又は着駅到着時刻に 1 時間以上遅延したとき（遅延することが確実な場合を含む。）

ア 第 131 条の 2 に規定する旅行の中止及び旅客運賃・料金の払いもどし

イ 第 133 条に規定する有効期間の延長

ウ 第 134 条に規定する無賃送還及び旅客運賃・料金の払いもどし

(3) 車両故障その他旅客の責任とならない事由によって、当該列車に乗車することができないとき

ア 第 131 条の 2 に規定する旅行の中止及び旅客運賃・料金の払いもどし

イ 第 133 条に規定する有効期間の延長

2 旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、前項各号に掲げる事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券類（定期乗車券及び回数乗車券を除く）が不要となった場合に、これを駅に差し出してすでに支払った旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。ただし、当該乗車券・料金券が、有効期間内のものであるときに限る。

（旅行中止による旅客運賃・料金の払いもどし）

第 132 条 前条第 1 項の規定により、乗車券類を駅に差し出して旅客運賃及び料金の払いもどしの請求をした場合は、次の各号に定める払いもどしをする。

(1) 乗車券

旅行中止駅・着駅間に対する旅客運賃の払いもどしをする。ただし、割引乗車券にあっては、割引条件のいかんにかかわらず、旅行中止駅・着駅間に対する当該割引の旅客運賃とする。

(2) ライナー券

ライナー券は全額とする。ただし、払戻しは、接続駅で接続予定の列車時刻から 1 時間以上にわたり目的地に出発する列車に接続を欠いた場合、又は着駅到着時刻に 1 時間以上遅延した場合とする。

（有効期間の延長）

第 133 条 第 131 条第 1 項の規定により旅客が有効期間の延長の取扱いを請求した場合における乗車券・料金券の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1) 旅客は、有効期間の延長を請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出るものとする。この場合、延長する有効期間は、次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものを当該乗車券・料金券の有効期間とする。

ア 第 131 条第 1 項第 1 号に規定する事由による場合は、開通後 5 日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数

イ 第 131 条第 1 項第 2 号及び同項第 3 号に規定する事由による場合は、1 日

(2) 旅客は、乗車券類に有効期間の延長を受けたうえで使用を開始する。

(3) 旅客が、第 1 号の規定により延長できる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券類は無効として回収する。

（無賃送還の取扱い）

第 134 条 第 131 条第 1 項の規定により旅客が無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券・料金券の券片に表示された発駅までの区間（以下「無賃送還区間」という）を最近の列車に乗車する場合に限り取り扱う。
 - (2) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。
 - (3) 旅客は、前 2 号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。
- 2 前項の規定により無賃送還を行った場合は、次の各号の定めるところにより旅客運賃・料金の払いもどしをする。
- (1) 発駅まで無賃送還のとき
既に収受した旅客運賃・料金の全額
 - (2) 発駅に至る途中駅まで無賃送還をしたとき又は旅客が無賃送還中の途中駅に下車したとき
 - ア 原乗車券が無割引のものであるとき・・・途中駅・着駅間に対する無割引の普通旅客運賃
 - イ 原乗車券が割引のものであるとき・・・割引条件のいかんにかかわらず、途中駅・着駅間に対する当該割引の普通旅客運賃
- 3 第 1 項に規定する無賃送還を行った場合は、回数乗車券を使用する旅客は、当該券片をその後 1 回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

（旅客運賃・料金の払いもどし駅）

- 第 135 条 第 131 条又は第 133 条の規定により、旅客運賃・料金の払いもどしを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃の払いもどしの請求をしなければならない。
- (1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅
 - (2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅

（不通区間の別途旅行の取扱い）

- 第 136 条 第 131 条の規定により列車の運行不能のため不通となった区間を、旅客が当社線によらないで別途に旅行し、乗車券の有効期間内に、前途の駅から乗継をするときは、あらかじめ係員に申し出て不乗車証明書の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後、乗車券にその証明書を添えて前途の駅に差し出し、その証明書に記載された不乗車区間に対する旅客運賃の払いもどしを請求するものとする。

（定期乗車券若しくは回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし）

- 第 137 条 旅客は、第 131 条第 1 項の規定により定期乗車券若しくは回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどしをする場合は、列車が運行休止のため、引き続き 5 日以上その乗車券を使用できなくなったときに限り、その乗車券を駅に差し出して、相当日数の延長又は次の各号に定める金額の払いもどしを請求することができる。ただし、連絡回数乗車券については、別に定めるものとする。

(1) 定期乗車券

使用しない区間の原定期乗車券と同一の種類及び有効期間による定期旅客運賃を次の日数（第 28 条第 2 項の規定により端数となる日数を附加して発売したものにあつては、当該日数を加えた日数）で除し、その 1 円未満の端数を 1 円に切り上げた日割額に、休日日数を乗じ、10 円未満の端数を切り捨てて、10 円単位とした額を払戻しする。（以下「端数整理」という。）

ア	有効期間が 1 箇月のもの	30 日
イ	有効期間が 3 箇月のもの	90 日
ウ	有効期間が 6 箇月のもの	180 日

(2) 回数乗車券

回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除し、端数整理した額を払戻しする。

第 6 款 誤乗及び誤購入

（誤乗区間の無賃送還）

第 138 条 旅客（定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客を除く。）が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限って、最近の列車によって、その誤乗区間について、無賃送還の取扱いをする。

2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃・料金を収受しない。

（誤乗区間無賃送還の取扱い）

第 139 条 前条の規定による無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。

2 旅客が無賃送還途中で下車したときは、誤って乗車した区間及び既に送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃・料金を収受する。

（乗車券類の誤購入の場合の取扱い）

第 140 条 旅客が、誤ってその希望する乗車券類と異なる乗車券類を購入した場合において、その誤購入の事由が駅名の同一、類似、その他やむを得ないものと認められ、かつ、係員がその事由を認めたときは、正当な乗車券類に変更の取扱いをする。

2 前項の場合は、既に収受した旅客運賃・料金と正当な旅客運賃・料金を比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。